

禁忌症及び適応症

源泉名	京都温泉
源泉所在地	京都府京都市下京区西洞院通塩小路下ル南不動堂町803番
温泉分析申請者	住所 京都府京都市南区西九条藤ノ木町23番地
氏名	株式会社 ハトヤ観光 代表取締役 岩井 一路
泉質	ナトリウム一塩化物・炭酸水素塩温泉(低張性・弱アルカリ性・低温泉)

1. 療養泉の禁忌症及び適応症

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、この温泉の浴用の禁忌症及び適応症は、おおむね次のとおりである。

(1) 浴用の禁忌症

急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

泉質別禁忌症 該当なし

(2) 浴用の適応症

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症 きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

2. 浴用上の注意事項

- 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当り1回程度とすること。その後は1日当り2回ないし3回までとすること。
- 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- 以上のほか入浴には次の諸点について注意すること。
 - 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - 入浴後は身体に付着した温泉成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
 - 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - 次の疾患については原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。

高度の動脈硬化症、高血圧症、心臓病
 - 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
 - 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
 - 飲酒しての入浴は特に注意する。

作成日 平成26年5月15日

温泉成分分析機関 石川県第3号
石川県金沢市東蚊爪町1-19-4
株式会社 エオネックス
代表取締役 市山 勉